

# 新海上交通ルール、7月1日施行

昨年7月3日に公布された「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が本日7月1日から施行されました。

この法律の施行により、港則法及び海上交通安全法が適用される海域における航法の一部が改正又は追加されるとともに、海上交通センターから提供される情報の聴取が一部船舶において義務化される等の措置が講じられることとなります。

これら新たに導入される航法や制度を適切に実施し、もって船舶交通の安全性の向上を実現していくためには、港則法及び海上交通安全法適用海域を航行するすべての船舶の運航者が、これら航法や制度の趣旨及び内容を確実に理解し、遵守することが必要不可欠となります。

このため、当部においては、海難防止講習会等あらゆる機会を捉え、海事関係機関などに対し、周知活動を実施しております。

改正内容等については、次のホームページアドレスに掲載してあります。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syoukai/soshiki/toudai/navigation-safety/news-houan4.htm>



周知活動中の巡視艇せとぎり



うみまる